

1. 賦課区域および賦課金額		
	賦 課 区 域	賦 課 金 額
排水地区	高槻市：全区域 茨木市：玉島地区、玉櫛地区の一部を除く全区域 摂津市：全区域	年 額 0.95 円/㎡
用水地区	高槻市：三箇牧地区 茨木市：三島地区 [白川1丁目、鮎川1～5丁目、橋の内1・3丁目] 玉島地区 [新堂1～3丁目、五十鈴町(一部)、桑田町、大同町、星見町、平田1・2丁目、玉島1・2丁目、東野々宮町、野々宮1・2丁目、目垣1～3丁目、南目垣1～3丁目、学園南町、島1～4丁目] 玉櫛地区 [横江1・2丁目、高浜町(一部)、小柳町(一部)、沢良宜東町、並木町(一部)、沢良宜浜1～3丁目、玉瀬町(一部)、若園町(一部)、新和町、真砂1(一部)・2・3丁目、真砂玉島台] 摂津市：鳥飼地区 [鳥飼銘木町、鳥飼上1～5丁目、鳥飼八町1・2丁目、鳥飼新町1・2丁目] 味生地区 [別府1～3丁目、南別府町、東別府1・2・3(一部)・4・5丁目] 味舌地区 [三島2・3丁目、正雀2・4丁目] 三宅地区 [鶴野1～4丁目、学園町1・2丁目] 吹田市：岸部地区 [南正雀4丁目] 吹田地区 [南清和園町(一部)、川岸町(一部)、南吹田1・2丁目、南金田2丁目(一部)] 豊津地区 [江坂町1丁目(一部)、豊津町(一部)、広芝町(一部)、江の木町(一部)]	年 額 3.54 円/㎡

(注) 地目が『田』であり、現況が土盛りされた『畑』の場合で、かつ農業委員会に届出された農地については、用水賦課金額の『2分の1』の額を賦課徴収する。
なお、休耕田についても全額徴収する。

2. 賦課徴収の時期、方法	
(1)	賦課期日：令和5年4月1日
(2)	賦課通知日：令和5年5月1日
(3)	賦課金徴収期限：令和5年5月31日
(4)	組合費の賦課期日後、新たに納付義務の発生したものに対しては、その発生の翌月から月割をもって賦課する。
(5)	組合費の賦課期日後、納付義務の消滅したものに対しては、その年度の組合費を全額徴収する。
(6)	賦課金の徴収にあたっては、個人徴収を除き、区域内の土地改良区および実行組合に委任することができる。 なお、組合費の徴収を委任した場合は、その委任団体に徴収金額の100分の4を手数料として交付するものとする。
(7)	排水賦課金ならびに摂津市域における用水賦課金(摂津市在住者に限る)については、組合員に代わり、関係市がそれぞれ負担する。

